

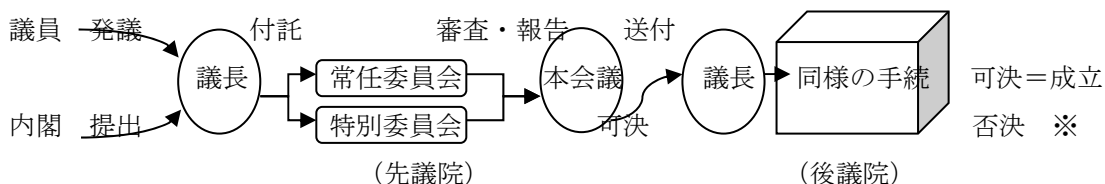
憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第4回 国会と立法権（3）

4. 国会の活動方法

- ・ 国会の権能は、原則として両議院の議決の一致により行使される。
- ・ 国会は、会期という一定の期間のみ、その権能を行使する。国会には、常会（52条）、臨時会（53条）、特別会（54条1項）の区別がある。会期中に議決されなかった案件は、原則として、後会に継続しない（国会法68条）。また、ひとたび議院が議決した案件については、同一会期中には再びこれを審議しない（国会法56条の4参照）。
- ・ 衆議院が解散されてから、特別会が召集されるまでの間に、国会の開会を必要とする緊急事態が生じたときに、内閣の求めにより、参議院のみで緊急集会*1を行い、国会を代行できる（54条2項但書、3項）。
- ・ 会議については、定足数（56条1項）、表決数（同条2項）、公開（57条）の原則がある。



※ 両院で議決が異なった場合には、両院協議会（そこで成案を得る）が開かれることもある。
衆議院先議で参議院否決の場合には、衆議院で2/3の再可決によって法律は成立する。

- ・ 法律の制定（59条2項、3項）*2、予算の議決（60条2項）、条約締結の承認（61条）、内閣総理大臣の指名（67条2項）に関して、衆議院に議決上の優越が認められる。予算の審議は衆議院が先議であり（60条1項）、内閣不信任決議権（69条）は衆議院にしか認められない。
- ・ 両院協議会は、予算の議決、条約締結の承認、内閣総理大臣の指名の場合には必要的に開かれ、法律案の議決の場合には、衆議院が要求したとき、または参議院が要求し衆議院が同意したときに開かれる。各議院から各々10人の委員により組織され（国会法89条）、協議案が出席委員の3分の2以上で議決されたとき成案となる（国会法92条1項）。

*1 緊急集会は、これまでに、1952（昭和27）年8月31日（中央選挙管理会の委員及び予備委員の任命）と、1953（昭和28）年3月18～20日（昭和28年度一般会計暫定予算など計3暫定予算、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律など計4法律）の2件、開催された。

*2 59条2項に基づく衆議院の再議決は、国会発足後はしばしば行われていたが、55年体制の確立とともに次第に行われなくなった。しかし、2009年夏の政権交代直前の「ねじれ国会」において50年ぶりに行われることとなった（2008（平成20）年1月11日に、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の制定にあたり再議決が行われ、その後も数回行われた）。

【宿題】日商岩井事件東京地裁判決（II-171）、造船疑獄有田二郎逮捕許諾決議事件東京地裁決定（II-168）及び病院長自殺国家賠償請求事件最高裁判決（II-170）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

Q4-1 国会の立法手続に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 国会の活動につき、憲法は、常会（第52条）、臨時会（第53条）、特別会（第54条第1項）というように一定の期間を単位として行う会期制を採用し、国会法は、会期内に議決に至らなかった議案は後会に継続しないという会期不継続の原則を採用している。
- イ. 国会の議事手続については両議院の自主性を尊重すべきであるから、裁判所としては、法律制定の議事手続に関する事実を審理して当該法律の有効無効を判断すべきではないというのが判例の立場である。
- ウ. 内閣の法律案提出権が認められるのは、議院内閣制においては国会と内閣との協働が当然に要請されており、憲法第72条の「議案」に法律案も含まれるからであるとの立場に立ったとしても、法律により内閣の法律案提出権を否定することができる。

Q4-2 衆議院の優越に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 条約の承認に関する衆議院の優越の程度は、法律案の議決、予算の議決のいずれの場合と比べても小さい。
- イ. 参議院と比べて衆議院の方が議員の任期が短いこと、衆議院に解散の制度があることは、衆議院の優越の根拠とはならない。
- ウ. 憲法改正の発議及び予備費支出の承諾については、議決において衆議院の優越はなく、両議院の議決は対等である。